

3. 人民行動党規約

人民行動党は1954年11月21日に結成された。この党規約には、82年11月15日の党大会で決定された全ての改正が含まれている。

第1条 名称

党の名称は、人民行動党（People's Action Party）（以下、党と呼ぶ）とする。

第2条 党の目的

党は国家に尽くし、国民の幸福を増進するための国民運動である。この目標のために党の目的是以下のものとする。

- (a) シンガポールの独立、主権、領土の統一を維持、保護、防衛すること。
- (b) 代議制民主政府を通じて、シンガポール国民の自由を守り幸福を増進すること。
- (c) シンガポール国民国家を鍛えあげ、人種、言語、宗教に関わりなく全ての者に対して公平、正義、寛容な多人種社会を築き、国民に国家アイデンティティー意識を植え込み、愛国主義と国家への献身の念を持たせること。
- (d) 規律性と独立独行性を持つダイナミックで、報酬は国民一人一人の行動と貢献に基づき、そして高齢者、病弱者、身体障害者、不幸な人々に対する同情心を持つ社会を建設すること。
- (e) 調和と協調を原理とする社会関係を通じて最適の経済開発と社会・文化の実践を達成し、社会良俗を最優先する中で、全ての国民に平等な機会を与え、教育と訓練を通じて各自の能力を十分に發揮するよう

にして最大の成果を収め、貢献の内容はいかなるものであれ、全ての国民が国家社会に適所と適切な役割を持つようにすること。

第3条 党員

党規約を遵守し、党員資格を満たし、他の政党のメンバーに所属していない、17歳以上のシンガポール国民は誰でも党員となることができる。

第4条 党員資格

1 党員となる方法

- (a) 党員はシンガポールに忠誠を誓い、国家憲法を擁護しなければならない。
- (b) 党員は党規約、綱領、原則、政策に従いそれを遵守しなければならない。
- (c) 党員申し込みは、文書で党書記長に提出し中央執行委員会が審査する。以下略。
- (d) 中央執行委員会は、党の目的を考慮しながら、党員申し込み者の適性について慎重に検討し、申し込みを決定する権限を持つ。
- (e) 申請は、申し込みを討議する中央執行委員会で出席者の単純過半数を得れば承認される。
- (f) (申請却下の理由開示は不必要) —略—
- (g) (却下された申し込みの一般党大会での再申請) —略—
- (h) 党員加入を認められた者には、文書で通達を行う。党規約を配布し14日以内に党費を支払わなければならない。支払いが行われた時点で、正式な党員となり党規約に拘束される。
- (i) (不払いの場合は承認の取り消し) —略—
- (j) 全ての党員は党大会に出席する権利を持つ。
- (k) 党の原則と目的に対して忠誠と献身を示した党員、および中央執行委員会が適切と認めた党員は、幹部党員 (cadre member) となる資格

を持つ。

- (1) 幹部党員の任命は中央執行委員会が行う。
- (m) 幹部党員の任命を討議する中央執行委員会で、単純過半数を得れば幹部党員となる。
- (n) 幹部党員は党大会に出席する権利、中央執行委員の投票権、および被投票権を持つ。
- (o) (無断欠席、幹部党員の取り消しについて)－略－

2 党費

- (a) 年間党費は4シンガポール・ドル、もしくは中央執行委員会がその都度決めた額とする。
- (b) (党費の支払い日について)－略－
- (c) (支払いの遅れた党員の扱いについて)－略－

3 党員の脱退

党員は書記長に対し文書で1カ月前に通知すれば、党を脱退できる。その場合党員は、その在籍年度の党費を支払わなければならない。

4 規律

中央執行委員会は、党の利益を守るために必要であると判断したならばいつでも、その目的のために開催された特別委員会で、党員の資格停止や追放、あるいは幹部党員の資格剥奪について討議できる。その対象となった党員には内容証明つき郵便が送付され、委員会で弁明する機会が与えられる。しかしその後特別委員会で出席者の3分の2が決定を支持すれば決定は効力を持つ。－略－ 追放された党員は、一般党大会で控訴する権利を持つ。

第5条 党大会

- 1 党の活動は、一般党大会(Ordinary Party Conference)と呼ばれる2年に1回開催される党大会、中央執行委員会が開催する党大会(Party Conference)、および幹部党員の最低1割以上の要求により開催された党大会の、指示と管理の下に置かれる。

- 2 党大会の定数は、総幹部党員数の最低1割以上とする。—略—
- 3 一般党大会は、現行中央執行委員会の任期満了後開催され、その日時は中央執行委員会が定める。
- 4 一般党大会の議題は、
 - (a) (前回大会の議事録)—略—
 - (b) (中央執行委員会の活動報告と会計報告)—略—
 - (c) 中央執行委員会の選出、および次回一般党大会までの会計の任命。
 - (d) (大会に提出された議題の審議・決定)—略—
 - (e) (党の目的を敷衍する方法の討議)—略—
 - (f) (中央執行委員会が承認した事項の処理)—略—
- 5 (一般党大会開催の告示について)—略—
- 6 (幹部党員の議題提出権と手続きについて)—略—
- 7 中央執行委員会は、特別な理由、あるいは幹部党員の1割以上の要求により、隨時特別党大会を開催できる。
- 8 (特別党大会開催の手続きについて)—略—
- 9 (一般党大会と特別党大会の議題告知について)—略—
- 10 一般党大会では、委員長、不在の場合は副委員長、两者不在の場合は中央執行委員会が指名した同委員会委員が議長を務める。幹部党員はいかなる議題にも一票の投票権を持ち、賛否同数の場合、議題は否決されたとみなす。
- 11 (採決方法について)—略—
- 12 (一般党大会の延期について)—略—

第6条 党会議

- 1 中央執行委員会は必要とみなしたならば、党会議 (Party Congress) を開催できる。日時と議題は同委員会が決める。
- 2 (党会議開催の告知について)—略—
- 3 (党会議議題の告知について)—略—

第7条 党の運営

- 1 党は中央執行委員会（Central Executive Committee）を置く。
 - (a) 中央執行委員会は12名で構成される。委員は一般党大会で選出され次回の一般党大会まで任期を務める。再任は可能である。中央執行委員会は6名以内まで委員を互選できる。
 - (b) 中央執行委員会は委員の中から、委員長、副委員長、書記長、副書記長、財政、副財政、および必要と認めた役員を選出する。
- 2 (第1期中央執行委員会の選出方法について)一略一
- 3 中央執行委員会の任務
中央執行委員会の任務は以下のとおりである。
 - (a) 任期中の党活動、財政、会計に関する報告を一般党大会に提出すること。
 - (b) 必要ならば一般党大会に党規約の改正提案を行い、政治的情勢上必要な場合は、一般党大会に決議や宣言を提出すること。
 - (c) 選挙資金のための基金を創設・維持し、党の目的や理念を国民に広めること。
 - (d) 党規約を実行し、その目的を一般に知らしめ、必要な行動をとること。
 - (e) 適切な規約と規則を定め、適宜適當と思われる地域に支部を設置し、党大会の決定と党の目的に従って、それらの支部を指導・管理すること。
 - (f) 党の適切な運営と規律のために必要とみなした場合は規則を定めること。
- 4 中央執行委員会の権限
 - (a) 委員長（Chairman）—委員長は中央執行委員会を召集する権限を持つ。
 - (b) 委員長不在の場合は、その全ての義務、権限、責任は副委員長、もしくは中央執行委員会が選出した委員長に移される。

(c) 書記長 (Secretary-General)

- (i) 書記長は一般党大会、特別党大会、党会議、中央執行委員会の召集に責任を負う。
- (ii) その連絡は中央執行委員会の指示の下に行い、党員名簿を保管する。
- (iii) (中央執行委員会活動の広報、一般党大会の議事録保管)－略－
- (iv) (一般党大会の通知)－略－
- (v) 副書記長は、書記長の義務、権限、責任遂行を補佐し、書記長不在の場合はその任務を代行する。

(d) 財政 (Treasurer)

- (i) 財政は党資金に関すること全てに責任を負い、党に対する支払いに領収書を発行する。
- (ii) (党費遅滞者への督促について)－略－
- (iii) (銀行口座の開設について)－略－
- (iv) (支払い小切手のサインについて)－略－
- (v) (党大会への会計報告の作成について)－略－
- (vi) (副財政の代行について)－略－

(e) 中央執行委員会 (Central Executive Committee)

- (i) 委員会は、次回一般党大会まで補欠委員を任命できる。
- (ii) (下部委員会の設置について)－略－
- (iii) (委員会の開催について)－略－
- (iv) 委員会は、党職員を雇用・給与支給・解雇できる。
- (v) (動産、不動産の購入・賃貸・交換等の権限について)－略－
- (vi) (資金の借入について)－略－
- (vii) (党建物の新築・改修について)－略－
- (viii) 委員会は党目的を達成するために、あらゆる形態・種類の行為、文書、その他の手段に、署名したり実行することができる。
- (ix) (党への預かりもの・寄付について)－略－

(x) (党管財人の任命権について)－略－

(xi) (党管財人の指導について)－略－

5 管財人

(a) (管財人の人数と資格について)－略－

(b) (管財人の任期について)－略－

(c) (管財人の免責保証について)－略－

第8条 党規約の改正

1 党規約の改正は、一般党大会でのみ行うことができる。

2 (党規約改正の提案について)－略－

3 党規約の改正案は、一般党大会の遅くとも7日前に幹部党員に回覧しなればならない。

4 党規約改正に関する決定は、一般党大会に出席した幹部党員の過半数を得なければ有効ではない。

第9条 党大会の議事規則

1 (動議・提案のセコンドについて)－略－

2 (質疑・修正提案数について)－略－

3 (修正提案の討議方法について)－略－

4 (受け付けられない修正提案について)－略－

5 (修正動議について)－略－

6 (議事進行、動議採決提案権について)－略－

7 (議長の優先的発言権について)－略－

8 (動議提出権について)－略－

第10条 総則

1 党の会計年度は1月1日から12月31日までとする。任期満了から3カ月以内に中央執行委員会は、一般党大会を召集し、活動報告と監査を受

けた会計報告を提出しなければならない。

2 (会計報告の監査について)－略－

3 中央執行委員会の要請で行なわれた専門的サービス以外は、いかなる
党員も党基金や業務から、利益、給与、報酬を受け取ってはならない。

4 全ての党員は、決定の修正・取り消しが行われるまで、党大会や中央
執行委員会のあらゆる決定を忠実、かつ全面的に遵守しなければなら
い。

5 委員長、書記長、および書記長が認めた者だけが、党の名前を使った
文書を新聞に発表できる。

6 (不利益を受けた党活動員に対する金銭的補償について)－略－